

# 移動通信分野及び固定通信分野における スタックテストに係る指針等の改定について

令和5年10月3日  
総務省総合通信基盤局  
電気通信事業部  
料金サービス課

- 第一種指定電気通信設備制度及び第二種指定電気通信設備制度においては、接続料等と利用者料金の関係について、価格圧搾による不当な競争を引き起こすものとならないかを検証し、その結果に応じて接続料等と利用者料金の関係の調整その他の対応を行うため、「スタックテスト」を行っている。
- 今般、「接続料の算定等に関する研究会」(座長:辻 正次 神戸国際大学学長・教授。以下「研究会」という。)及び「競争ルールの検証に関するWG」(主査:新美 育文 明治大学名誉教授。以下「WG」という。)において、スタックテストの実施方法等に関して議論が行われたところ、両会の結論を踏まえて、スタックテストの基本的な方法を定める「指針」の改定案を作成した。
- また、WGにおいて、固定通信市場におけるキャッシュバック・セット割引による不当競争の検証を行ってきたところ、検証の過程で整理された内容を反映するため、「FTTHアクセスサービスにおける不当競争の具体例について」の改定案を作成した。

## 主な改定対象

### (1) 移動通信分野におけるスタックテストに係る指針の改定

- ・ 移動通信分野における接続料等と利用者料金の関係の検証に関する指針(令和4年11月策定。以下「移動スタックテスト指針」という。)

### (2) 固定通信分野におけるスタックテストに係る指針の改定

- ・ 固定通信分野における接続料と利用者料金の関係の検証に関する指針(平成30年2月策定、令和4年11月最終改定。以下「固定スタックテスト指針」という。)

### (3) FTTHアクセスサービスにおける不当競争の検証の方法の整理

- ・ FTTHアクセスサービスにおける不当競争の具体例について(令和元年6月策定。以下「不当競争の具体例」という。)

# (1) 移動通信分野におけるスタックテストに係る指針の改定

- WG及び研究会の結論を踏まえ、以下の点について移動スタックテスト指針の改定を行う。

## ① FTTHアクセスサービスとのセット割引の影響の考慮

①-1: 検証対象サービス等選定時における考慮

①-2: 検証時における考慮

## ② 検証に用いた各数値の詳細な算出根拠の報告

### ①-1: 検証対象サービス等選定時における、FTTHアクセスサービスとのセット割引の影響の考慮

#### 改定案【移動スタックテスト指針】

#### 3. 検証の実施方法

##### (2) 検証対象

本件検証は、指定事業者が提供する携帯無線通信に係る電気通信役務のうち、次の①から③までの要件を全て満たすものを対象とする。

① 指定事業者が現に提供している(略)サービス等(略)のうち、その料金の月額相当額が、競争事業者が現に提供している(略)競合サービス等(略)の料金の月額相当額を下回るか、又はこれと近接している<sup>2</sup>もの(略)

②・③ (略)

【以下脚注(改正箇所のみ抜粋)】

2 指定事業者が現に提供しているサービス等について、FTTHアクセスサービス(当該指定事業者以外の電気通信事業者が提供するものを含む。)とのセット割引が存在する場合には、当該セット割引を適用した料金の月額相当額が競合サービス等の料金の月額相当額を下回る、又は近接していることを含む。この場合において、競合サービス等にもFTTHアクセスサービス(当該競合サービス等を提供する競争事業者以外の電気通信事業者が提供するものを含む。)とのセット割引が存在する場合には、当該競合サービス等のセット割引を考慮した料金の月額相当額と比較すること。

#### 規定の趣旨

- ・ 現行の移動スタックテスト指針においては、第二種指定電気通信設備を設置する事業者(以下「指定事業者」という。)の提供するモバイルに係るサービス等(以下「モバイルサービス等」という。)のうち、

① 競合サービス等(競争事業者が提供するモバイルサービス等をいう。以下同じ。)の料金を下回る、又はこれと近接していること

② 競争事業者側から具体的な課題に基づく要望があること

③ 研究会において検証を行う合理性が認められること

の3要件を満たしたものを検証対象としている。

- ・ 今般、①の要件の検討に当たり、FTTHアクセスサービスとのセット割引を考慮する旨を脚注に追記。

具体的には、指定事業者が提供するモバイルサービス等について、FTTHアクセスサービスとのセット割引が存在する場合は、当該モバイルサービス等の料金に当該セット割引を適用した料金と比較することを可能とする。

ただし、競合サービス等についても、FTTHアクセスサービスとのセット割引が存在する場合は、当該競合サービス等の料金に当該セット割引を考慮した料金と比較することとする。

- ・ なお、この際に考慮するFTTHアクセスサービスとのセット割引は、指定事業者及び競争事業者自身が提供するFTTHアクセスサービスとのセット割引だけでなく、他の電気通信事業者が提供するFTTHアクセスサービスとのセット割引も含むこととする。

## ①-2: 検証時における、FTTHアクセスサービスとのセット割引の影響の考慮

### 改定案【移動スタックテスト指針】

#### 3. 検証の実施方法

##### (3) 検証方法

##### ⑤ 利用者料金

##### (i) 利用者料金に関する割引の取扱い

利用者料金に関する割引については、次のとおり以下に基づき、1人当たり割引相当額を算出し、利用者料金の額から控除することとする。(ただし、(略) FTTHアクセスサービス以外の通信サービス及び非通信サービス等とのセット割引を除く。)

・(略)

・ FTTHアクセスサービス(略)とのセット割引にあつては、検証対象サービス等の利用者に占める現に当該セット割引を受ける者の割合に、当該セット割引の割引額のうち検証対象サービス等に係る割引額を乗じた金額<sup>9</sup>。なお、検証対象サービス等に係る割引額は、次のとおりとする。

・ 検証対象サービス等を提供する指定事業者が提供するFTTHアクセスサービスとのセット割引においては、当該セット割引の割引額の総額を独立販売価格<sup>10</sup>及び当該セット割引に紐づく両者の回線数を基に当該検証対象サービス等及び当該FTTHアクセスサービスに按分するなど合理的な方法により算出するものとする。なお、具体的な計算式の例は次のとおりとする。(略)

・ 検証対象サービス等を提供する指定事業者以外の電気通信事業者が提供するFTTHアクセスサービスとのセット割引においては、現に当該検証対象サービス等の料金に対して適用される割引額とする。

【以下脚注(改正箇所のみ抜粋)】

9 セット割引が適用されるFTTHアクセスサービスが複数存在する場合は、検証対象サービス等の利用者に占める各セット割引の対象者の割合に基づく加重平均により算出する。

10 財又はサービスを独立して企業が顧客に販売する場合の価格。

### 規定の趣旨

- ・ 現行の移動スタックテスト指針においては、検証における利用者料金に関する割引きの取扱いについて、非通信サービス等とのセット割引は利用者料金の額からの控除の対象外としているところ、今般、FTTHアクセスサービスとのセット割引を控除の対象とする。
- ・ この際に考慮するFTTHアクセスサービスとのセット割引は、検証対象サービス等を提供する指定事業者が提供するFTTHアクセスサービスとのセット割引だけでなく、他の電気通信事業者が提供するFTTHアクセスサービスとのセット割引も含むこととする。
- ・ FTTHアクセスサービスとのセット割引について利用者料金の額から控除する金額は、「セット割引の割引額のうち検証対象サービス等に係る割引額」とし、具体的には、
  - ✓ 検証対象サービス等を提供する指定事業者により提供されるFTTHアクセスサービスとのセット割引の場合、研究会で示された例を踏まえ、例えば以下のような合理的な方法により算出する。

検証対象サービス等 $\alpha$ とFTTHアクセスサービス $\beta$ のセット割引の割引額の総額： $D$

$\alpha$ の独立販売価格： $P_{\alpha}$

$\beta$ の独立販売価格： $P_{\beta}$

当該セット割引に紐づく $\alpha$ の回線数： $N_{\alpha}$

当該セット割引に紐づく $\beta$ の回線数： $N_{\beta}$

$$D \times \frac{P_{\alpha}}{P_{\alpha} \times N_{\alpha} + P_{\beta} \times N_{\beta}}$$

- ✓ 検証対象サービス等を提供する指定事業者以外の電気通信事業者により提供されるFTTHアクセスサービスとのセット割引の場合は、現に検証対象サービス等の料金に対して適用される割引額とする。

・ なお、セット割引が適用されるFTTHアクセスサービスが複数存在する場合には、検証対象サービス等に係る割引額を、各セット割引を受ける者の割合で加重平均した金額とする。

## ② 検証に用いた各数値の詳細な算出根拠の報告

### 改定案【移動スタックテスト指針】

#### 4. 結果の公表等

指定事業者は、本件検証の結果を、その検証に用いた設備等費用、営業費相当額及び利用者料金の具体的な算出方法並びにこれらの算出に当たって用いた数値及び当該数値の詳細な算出過程等と併せて総務省に報告するとともに、非公表とする正当な理由がある部分を除き、当該結果及び算出方法を遅滞なく公表する。

### 規定の趣旨

- ・ 現行の移動スタックテスト指針においては、指定事業者は、設備等費用、営業費相当額及び利用者料金について、検証に用いた具体的数値及びその算出根拠を総務省へ報告することとされている。
- ・ 研究会において、検証に用いた具体的数値及びその算出過程について、総務省において確認することができるよう、より細かな報告を求めることが適当とされたことを踏まえ、**検証に用いた具体的数値の算出過程等についても報告を求める旨を規定**。

## ○ 研究会第七次報告書 第4章 接続料等と利用者料金の関係の検証 2. 接続料等と利用者料金の関係の検証(移動通信分野) (3) 次回以降の検証の進め方 ② 考え方

### <固定通信と移動通信のセット割引>

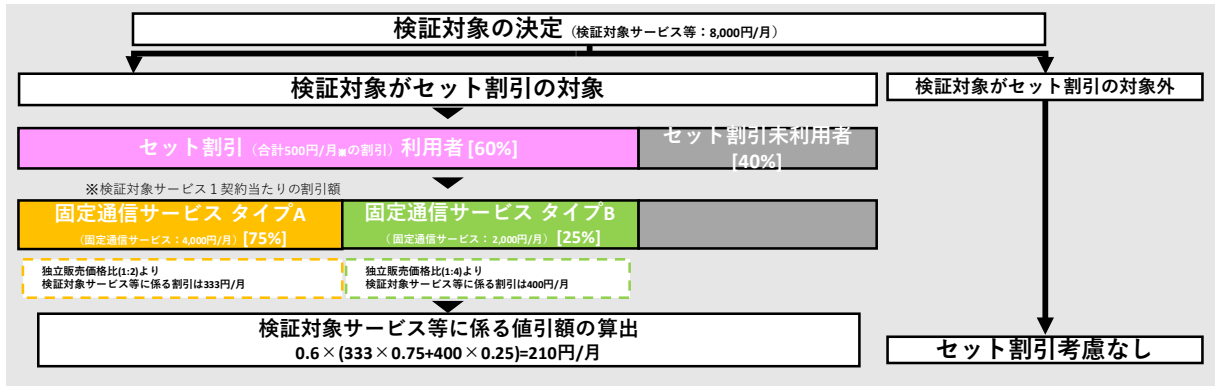
FTTHアクセスサービスとモバイル契約のセット割引については、競争WGにおいて、固定通信市場の競争環境を不当にゆがめることにならないかという観点で検証が行われてきたが、今般、FTTHアクセスサービスとモバイルサービスの値引き額の按分比(FTTHアクセスサービス:モバイルサービス=1:2~3)が明らかとなったところ、FTTHアクセスサービス市場よりもモバイルサービス市場において割引額が大きいことを踏まえれば、モバイルスタックテストにおいてもFTTHアクセスサービスとのセット割引の影響を考慮することが適当である。

モバイルスタックテストの検証対象となったサービス等が固定通信サービスとのセット割引の対象である場合、例えば次のような手順でセット割引を考慮することが考えられる。(中略)

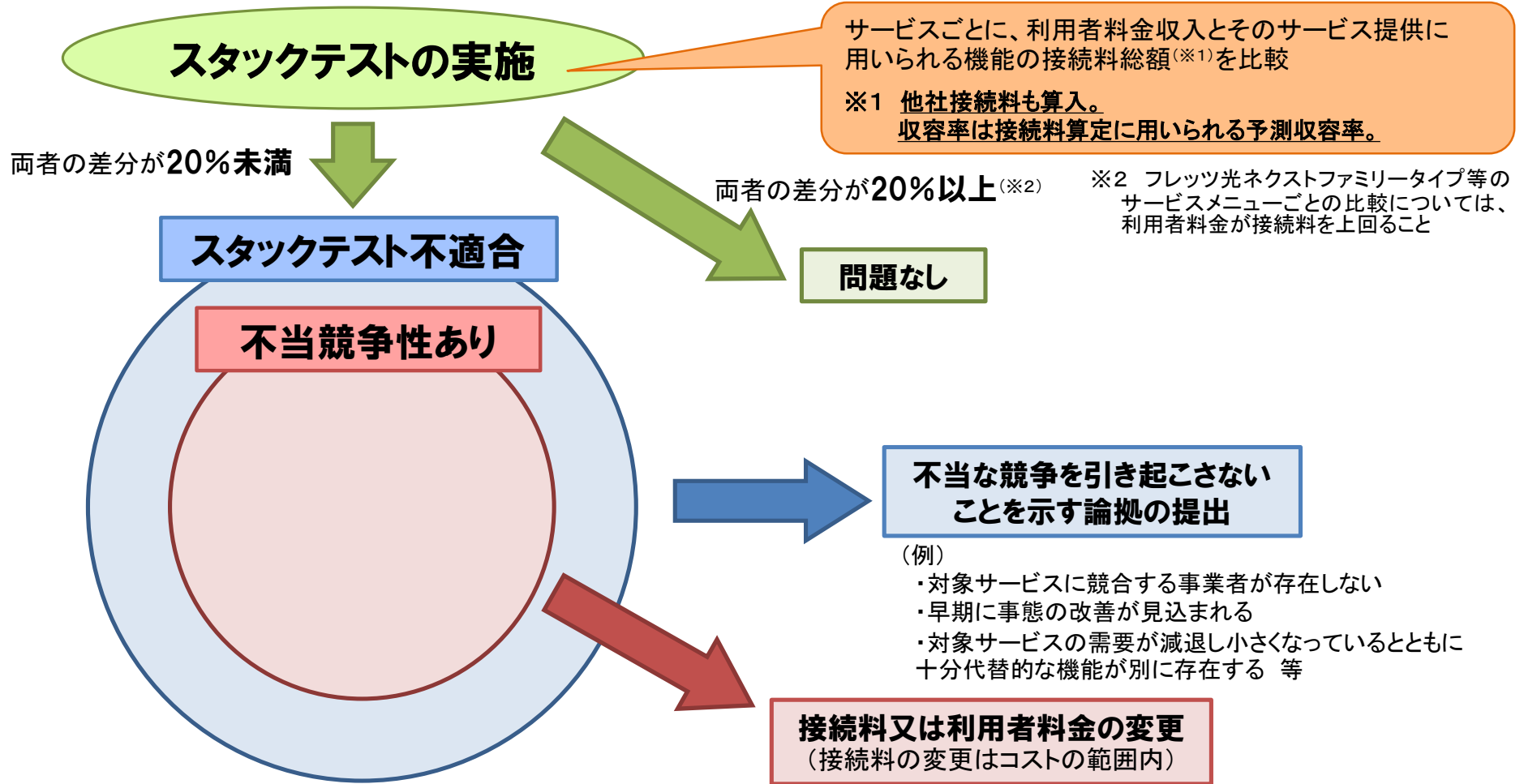
なお、現行のモバイルスタックテスト指針においては検証対象の選定過程においてもセット割引を考慮していないが、固定通信・移動通信間のセット割引がモバイルサービス市場の競争に影響を及ぼすものであることを踏まえれば、検証対象の選定に当たっても、セット割引を考慮することが適当である。

### <次回以降の検証の進め方>

(中略)接続料相当額の算出過程を含め、検証に用いた具体的数値及びその算出根拠についてはモバイルスタックテスト指針上総務省へ報告することとされているところ、今回の検証を通じてより詳細な提示を求める意見があったことから、検証に用いた具体的数値及びその算出過程については、総務省において確認することができるようより細かな報告を求めることが適当である。(後略)







## ○ 第一種指定電気通信接続料規則(平成12年郵政省令第64号)

(利用者料金との比較による接続料の水準の調整)

**第十四条の二** 接続料の水準は、当該接続料に係る特定接続がある場合には当該特定接続に関し事業者が取得すべき金額も考慮して、当該事業者が提供する電気通信役務(卸電気通信役務を除く。)に関する料金の水準との関係により、当該事業者の設置する第一種指定電気通信設備とその電気通信設備を接続する電気通信事業者との間に不当な競争を引き起こさないものとする方法により設定するものとする。ただし、利用者料金の水準が不当な競争を引き起こすものである場合等、当該方法によっては接続料の水準を設定することが困難な場合(第三条ただし書の規定により総務大臣の許可を受ける場合を除く。)は、この省令の他の規定(同条ただし書の規定を除く。)により接続料の水準を最も低いものとなるように設定すれば足りる。

- 研究会の結論を踏まえて、固定通信分野におけるスタックテストの対象サービスを見直す。

## 改定案【固定スタックテスト指針】

### 3. 検証の実施方法

(1) 検証時期 (略)

(2) 検証対象

本件検証は、当面、次のサービスについて行うものとする。

① ~~加入電話・ISDN基本料~~

② ~~加入電話・ISDN通話料~~

①③ フレッツ光ネクスト

④ ~~フレッツ光ライト~~

②⑤ ひかり電話

③ ひかり電話ネクスト

④⑥ ビジネスイーサワイド

⑤⑦ ~~その他総務省が決定するサービスメニュー~~

(第一種指定電気通信設備接続料規則第8条第2項第1号の規定(将来原価方式)に基づき接続料が算定された機能を利用して提供されるサービスに属するものを基本とする。)

(3) 検証方法 (略)

### (意見募集対象外) 検証対象サービスメニューの変更【追加】

- ・ フレッツ光クロス マンションタイプ(光配線方式)
- ・ ひかり電話ネクスト(関門系ルータ交換機能を用いる場合)
- ・ フレッツ光ネクスト/クロス オフィスタイプ(フレッツ光ネクスト/クロス ファミリータイプに対応するものにおいて行うこと。)

### 【削除】

- ・ フレッツ光ライト ファミリータイプ、マンションタイプ、フレッツ光ライトプラス

## 規定の趣旨

- ・ 固定通信分野におけるスタックテストにおいて、研究会の結論を踏まえ

✓ ~~加入電話・ISDN基本料~~及び~~加入電話・ISDN通話料~~

✓ ~~フレッツ光ライト~~(二段階定額制のFTTHアクセスサービス。令和5年3月31日新規申込受付終了・令和7年3月31日サービス提供終了予定。)

をサービスブランドごとの検証の対象から除外し、

✓ ~~ひかり電話ネクスト~~(加入光ファイバをアクセス回線として、IP電話を単体で利用できるサービス(インターネット接続サービスは利用できない。)。令和5年3月31日提供開始。)

をサービスブランドごとの検証の対象に追加する。

- ・ また、総務省が決定するサービスメニューについて、フレッツ光ライトの各メニューを除外した上で、次のサービスを加える(意見募集対象外)。

✓ ~~フレッツ光クロス マンションタイプ~~(最大10Gb/sの符号伝送が可能な集合住宅向けFTTHアクセスサービス)(※1)

✓ ~~ひかり電話ネクスト~~(関門系ルータ交換機能を用いる場合)

✓ ~~フレッツ光ネクスト/クロス オフィスタイプ~~(フレッツ光ネクスト及びフレッツ光クロスそれぞれにおいて、法人向けに出張修理対応時間を拡大し、専用の故障対応窓口を設置したもの)

…研究会において「フレッツ光クロスにおける他のサービスと異なる点が保守の態様のみ」であること等を踏まえ「検証対象への追加の必要性について検討すべき」とされたもの。これを踏まえ総務省において検討したところ、接続料相当額の算定において保守の態様を考慮(※2)した上で、フレッツ光ネクスト/クロス ファミリータイプに対応するものにおいて検証を行うことにより、有為な検証を行うことができると考えられたため、追加する。

(※1)既にメニューごとの検証の対象となっているフレッツ光ネクスト マンションタイプでは、配線方式(VDSL方式/LAN配線方式又は光配線方式)及び一の建物内で見込む契約数の別(プラン1、プラン2、ミニ)ごとに検証を行っているが、本サービスでは配線方式は光配線方式のみであり、契約数の別により料金を設定していないため、光配線方式の1メニューとしてのみ追加する。

(※2)加入光ファイバ接続料等においては、平日・昼間帯(営業時間内)のみ保守を行うもの(タイプ1-1)、全日・昼間帯保守を行うもの(タイプ1-2)及び全日・全時間帯(24時間)保守を行うもの(タイプ2)に区分して異なる接続料が設定されているところ、オフィスタイプに対応する接続料相当額としてタイプ2のものを用いることを想定。

### ○ 研究会第七次報告書 第4章 接続料等と利用者料金の関係の検証 3. 接続料と利用者料金の関係の検証(固定通信分野) (3) 考え方

#### <加入電話・ISDN>

まず、個人利用者の需要に関しては、NTT東日本・西日本が実施した利用者アンケートの結果等によると、モバイル0ABJ-IP電話<注:モバイル網を用いた0ABJ-IP電話サービス>は(利用者から見た)代替性を有しており、その他の状況変化(光回線を用いるクラウド電話や、音声通話機能を有するアプリケーション等の登場・普及による音声通信市場の広がり等)も合わせて考えれば、加入電話・直収電話間の競争は限定的と言える。

次に、法人利用者については、高品質な電話単体サービスを必要とする小規模な法人利用者において、モバイル0ABJ-IP電話等が代替しがたい直収電話・加入電話の需要が一定程度存在すると考えられるものの、

- ・ スタックテストにおいてはブランド・メニューの単位で検証対象を設定しており、ブランド・メニューの需要の一部(今般の加入電話・ISDNに関する議論においては、小規模な法人利用者)における競争に着目して不当な競争が生じていないかを検証するものではないこと、
- ・ 小規模な法人向けの需要の実態については、加入電話・ISDNに係る競争全体に影響を及ぼすものとは言えないこと

から、今回の検討においても、加入電話・ISDNの需要者全体における競争状況を踏まえて検証の必要性を検討することが適当である。

また、加入電話・ISDNに関しては、基本料のほか、通話料においてスタックテストが行われていたが、この点については、固定電話網のIP網への移行の過程でマイラインが廃止され、通話料における競争の前提が変化することを考慮すべきである。

以上を踏まえて、必要となる規制コストも勘案しつつ検討すれば、加入電話・ISDNについては、基本料・通話料いずれも検証対象から除外することが適当である。

(中略)

#### <直近の固定通信市場における競争環境及び需要の変化等>

直近で新たに提供されたサービスのうち、ひかり電話ネクストについては、①サービス競争が存在すること、②ひかり電話・フレッツ光・加入電話等既存のサービスのいずれとも提供形態等が異なる「光回線を利用した電話単体サービス」であること、③サービスブランドごとの検証の対象となっていたフレッツ光ライト・ライトプラスの移行先サービスであること等を勘案し、サービスブランドごとの検証の対象に追加することが適当である。

また、フレッツ光クロスに関連して、検証の対象とすべきとの提案があった、

- ・ フレッツ光クロス マンションタイプについては、フレッツ光クロス ファミリータイプと同様、将来原価方式に基づき接続料が算定される機能を用いて提供され、競争事業者が存在することから、サービスメニューごとの検証の対象に追加することが適当である。
- ・ フレッツ光クロス オフィスタイプについては、フレッツ光クロスにおける他のサービスと異なる点が保守の態様のみであり、接続料等総額は全く同様であること

も踏まえて、検証対象への追加の必要性について検討すべきである。

フレッツ光ライト・ライトプラスについては、既にサービスの終了が決定しており、かつ、新規契約を停止していることから、スタックテストによる検証の必要性は認められず、検証対象から除外することが適当である。

(後略)



- WGにおいては、固定通信市場におけるキャッシュバック・セット割引による不当競争の検証として、**MNO3社**(NTTドコモソフトバンク及びKDDI)が行うキャッシュバック等の契約締結等補助や移動通信サービスとのセット割引が、FTTHアクセスサービス市場の競争環境を不当に歪めることにならないかという観点で、それらが固定通信市場に与える影響について、「不当競争の具体例」に基づき検証を実施してきた。(第6回会合(令和2年7月21日)、第30回会合(令和4年5月11日)、第45回会合(令和5年5月30日)において検証を実施。)
- 不当競争の具体例では、FTTHアクセスサービスに係るキャッシュバック・セット割引等について、法第29条第1項に規定する業務改善命令の対象になり得る場合が例示されているところ、今般の議論の結果を踏まえ、検証の過程で整理された内容等を反映するため、不当競争の具体例を改定する。
- WGでは、移動通信市場と固定通信市場が相互に及ぼす影響は競争上重要であることから、スタックテスト、不当競争の検証等も含め、移動通信市場と固定通信市場が相互に与える影響について総務省において引き続き注視していくことが適当であるとされているが、今後、不当競争の検証を実施する場合、改定後の不当競争の具体例に基づき行うこととなる。

## ○「競争ルールの検証に関する報告書2023」(令和5年9月11日公表)第4章3. (2)固定通信市場におけるキャッシュバック・セット割引による不当競争の検証

### ③考え方

(前略)

今般の検証においては、セット割引による料金減免額を、両社の会計処理の結果得られているFTTHアクセスサービスの按分比率でそれぞれ乗じることにより、検証を行うこととした。

その他の検証条件の精緻化も行った上で検証したところ、NTTドコモ・ソフトバンク両社において、原価等が収入を下回った。

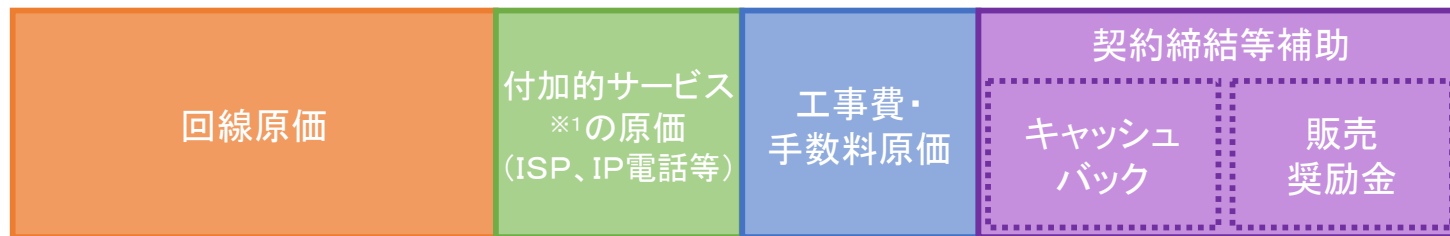
したがって、両社のキャッシュバックやセット割引について、現時点において直ちに不当競争を引き起こす状況にあるとは認められない。一方で、

- ・依然として、両社が提供するFTTHアクセスサービスを契約する利用者がそのサービスを選択した理由として、「利用している携帯電話会社とのセット割引があったから」が多数を占めていること
- ・サービス卸ガイドラインでは、光サービス卸の提供を受けてサービスを提供する際に、競争事業者を排除又は弱体化させるために適正なコストを著しく下回るような料金を設定することが事業法上問題となり得る行為とされているのみならず、特にMNOが提供するセット割引に関して、料金設定について懸念が生じたときには(MNOが)合理的な説明を行うことが求められるとされていること

を踏まえれば、MNO4社の固定・モバイル双方の市場におけるシェアの推移等の今後の市場環境の変化や提供するセット割引やキャッシュバックの実態等に鑑み、必要と認められる場合には再度検証を実施することが適当である。また、再度の検証において、これまで実施された検証の過程で整理された内容を反映して検証を行うため、「FTTHアクセスサービスにおける不当競争の具体例について」を改定することが適当である。

- 対象事業者の個別のFTTH契約において、継続する任意の4年の間FTTHアクセスサービスを提供する場合の小売料金の収入が、当該期間における当該契約に係る回線原価及び契約締結等補助の合計額を下回る事例が生じた場合については、不当な競争を引き起こすものとして電気通信事業法第29条第1項第5号の規定による業務改善命令の対象になり得る。
- ただし、上記の事例であっても、総務省に対する申告の状況、当該事例を生じさせた対象事業者による説明の内容その他の事情を勘案し、他の競争事業者を排除し又は弱体化させるものでないと考えられる場合又は小売料金が適正なコストを著しく下回るものでないと考えられる場合は、不当な競争を引き起こすものとはならない。

## 原価・契約締結等補助(4年分)



## 小売料金収入(4年分)



原価が収入を超過

不当競争を引き起こすものに該当する可能性

※1 付加的サービス… FTTHの回線契約に当たり、一体不可分に提供される付加的サービス

(例えば、ISPなど料金プランに組み込まれているものや過半数の利用者が契約しているオプションサービスが該当)

※2 移動通信とのセット割引については、「移動通信市場が寡占的であることを考慮した割引総額帰属テストの考え方(移動通信とのセット割引は全てFTTHアクセスサービスの料金減免(割引)とみなす考え方)の採用要否については、移動通信市場の競争促進の進捗等を踏まえつつ、必要に応じ検討していくものとする」とこととされている。

## 改定案【不当競争の具体例】

### 2 用語の定義

本資料において使用する用語は、法及び電気通信事業法施行規則(昭和60年郵政省令第25号)において使用する用語の例によるほか、次のとおりとする。

(1)・(2) (略)

### (3) 契約締結等補助

FTTH契約を締結し、又は継続することを条件として対象事業者が最終利用者(電気通信事業者との間に電気通信役務の提供を受ける契約を締結する者又は当該契約を締結しようとする者であって、電気通信事業者以外の者をいう。以下同じ。)に対して提供する経済利益(金銭その他の物品又は役務の代価とすることができる経済上の利益であって小売料金の割引に相当しないものをいう。以下同じ。)及び対象事業者が媒介等業務受託者等に対して支払う金銭であって媒介等業務受託者等によるFTTH契約の媒介等に応じて支払うもの又はFTTH契約の締結を条件として提供する経済利益のために使うことを対象事業者が媒介等業務受託者等に対して実質的に指示するものをいう。

なお、FTTH契約の締結・継続と、他の役務又は商品(一体不可分でないもの)に係る契約の締結・継続の双方を条件として提供される契約締結等補助については、小売料金におけるセット割引と同様に算定した額を加えるものとする。

### (5) 小売料金

FTTHアクセスサービスに関する料金をいう。他の役務又は商品がFTTHアクセスサービスと一体不可分なものとして提供される場合にあっては、当該他の役務又は商品の価格を含む。

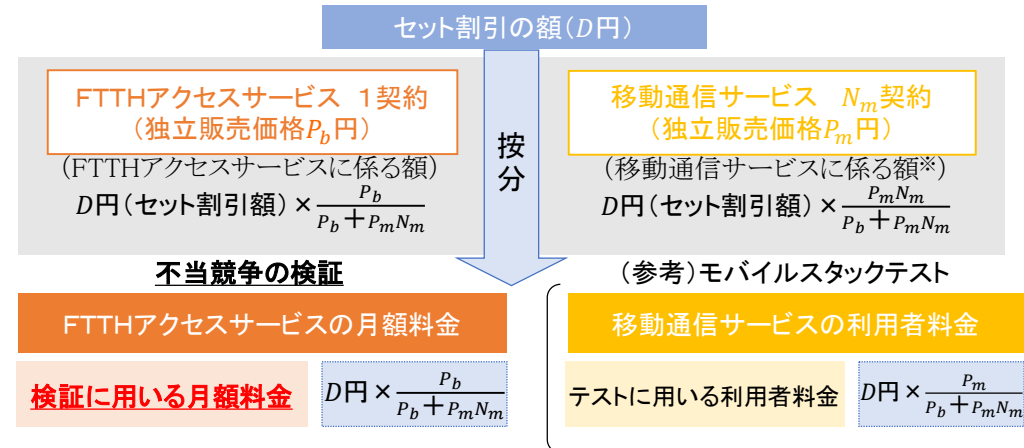
FTTH契約を締結し、又は継続することを条件として他の役務又は商品(一体不可分でないもの)の価格を減じること(他サービス等のセット割引)については、最終利用者におけるFTTHアクセスサービスの選択に対する重要な影響があると考えられる場合は、小売料金の算定に当たり考慮することが適当と考えられる。

特に、移動通信サービスとのセット割引については、独立販売価格(財又はサービスを独立して企業が顧客に販売する場合の価格をいい、一のFTTHアクセスサービス契約に紐付く回線数を考慮する。)に基づき、FTTHアクセスサービスに係る額として按分された額を小売料金の割引額とみなす。

## 規定の趣旨

### ① 移動通信サービスとのセット割引の考慮

- 移動通信サービスとのセット割引については、検証対象となっていた各社(NTTドコモ及びソフトバンク)において、**企業会計基準に従い、FTTHアクセスサービスと移動通信サービスの独立販売価格**(財又はサービスを独立して企業が顧客に販売する場合の価格)を基にそれぞれの会計に按分している。
  - これを踏まえ、検証においては、**セット割引額を、両社の会計処理の結果得られているFTTHアクセスサービスへの按分比率でそれぞれ乗じることにより、FTTHアクセスサービスに係る額を算定し、小売料金の割引額とみなすこととした。**
  - これを反映するため、不当競争の具体例を改定する。
- (※) 移動通信市場が寡占的であることを考慮した割引総額帰属テストの考え方については、「移動通信市場の競争促進の進捗等を踏まえつつ、必要に応じ検討していくもの」とされていたところ、引き続き、移動通信市場の競争環境を踏まえ、必要と認められた場合に考慮するものとする。



- FTTH契約と他サービス契約双方の締結・継続を条件として提供されるキャッシュバック等については、小売料金におけるセット割引と同様に(最終利用者におけるFTTHアクセスサービスの選択に対する重要な影響があると考えられる場合は考慮し、特にFTTH契約と移動通信サービス契約双方の締結・継続を条件として提供されるキャッシュバック等については、按分して)取り扱うこととし、契約締結等補助として考慮する。**

## 改定案【不当競争の具体例】

### 2 用語の定義

(略)

(1)～(4) (略)

#### (5) 小売料金

FTTHアクセスサービスに関する料金<sup>8</sup>をいう。他の役務又は商品がFTTHアクセスサービスと一体不可分なものとして提供される場合にあっては、当該他の役務又は商品の価格を含む。

FTTH契約を締結し、又は継続することを条件として他の役務又は商品(一体不可分でないもの)の価格を減じること(他サービス等のセット割引)については、最終利用者におけるFTTHアクセスサービスの選択に対する重要な影響があると考えられる場合は、小売料金の算定に当たり考慮することが適当と考えられる。

特に、移動通信サービスとのセット割引については、独立販売価格(財又はサービスを独立して企業が顧客に販売する場合の価格をいう。)に基づき、FTTHアクセスサービスに係る額として按分された額を小売料金の割引額とみなす<sup>13</sup>。

【以下脚注(改正箇所のみ抜粋)】

8 工事費及び手数料を含む。工事費については、原則として、工事種別ごとの実施件数を考慮した平均的な金額をいう。

13 対象事業者が提供するFTTHアクセスサービスと他の電気通信事業者が提供するサービス等のセット割引においては、原則として、対象事業者がセット割引の提供に当たって当該他の電気通信事業者に対して支払う金銭を契約締結等補助として考慮する。ただし、当該他の電気通信事業者が対象事業者の特定関係法人(法第12条の2第4項)に該当する場合やその他考慮すべき事情がある場合等においては、その個別の事情を勘案して考慮することとする。

## 規定の趣旨

### ② 工事費の取扱い

- ・ 光コラボにおいては、利用者の住宅等に既に敷設されたNTT東日本・西日本の屋内配線設備の利用可否等に応じて、利用開始時の工事について「有派遣工事」「有派遣工事(工事一部実施なし)」「無派遣工事」の複数の形態が存在する(そのほか、光コラボにおける転用・事業者変更により、工事自体が不要となる場合もある。)
- ・ したがって、検証においては原則として、工事種別ごとの実施件数を考慮した平均的な金額を用いることとしたが、これを反映するため、不当競争の具体例を改定する。(光コラボ以外についても原則として同様に取り扱う。)

### ③ その他算定方法の精緻化

- ・ 対象事業者が提供するFTTHアクセスサービスと他の事業者が提供するサービス等のセット割引については、原則として、対象事業者がセット割引の提供に当たって当該他の事業者に対して支払う金銭を契約締結等補助として考慮することとする。
  - ・ ただし、当該他の事業者が対象事業者の特定関係法人(法第12条の2第4項)に該当する場合やその他考慮すべき事情がある場合等においては、その個別の事情を勘案して考慮することとする。
  - ・ その他表現の適正化等を行う。
- (・ なお、改定に当たり、対象事業者において、やむを得ず既存のセット割引・キャッシュバック等の見直しに係る契約の変更等に時間を要する場合には、業務改善命令の発出の検証に当たり、そのような事情を考慮することはあり得るが、対象事業者においては速やかに(遅くとも本年度内に)見直していくことが適当。)

【参考】「競争ルールの検証に関する報告書2023(案)」に対する意見及びそれに対する考え方

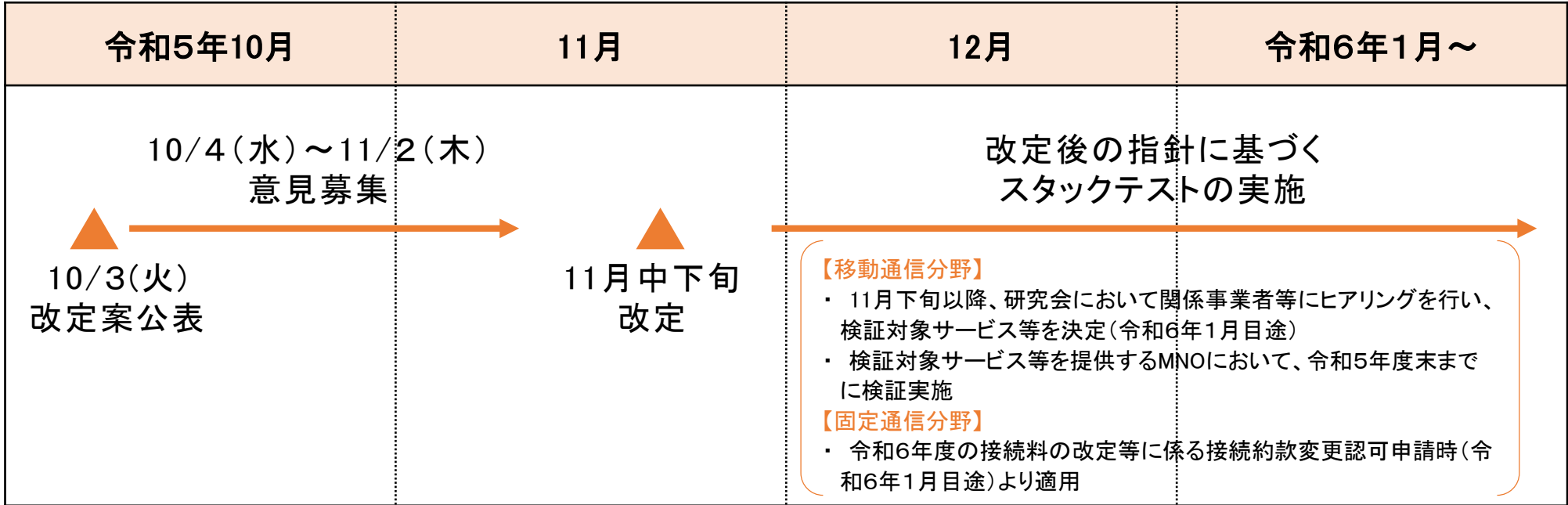
(意見)

モバイルサービスと固定通信サービスのセット割については、MNOが同一企業内で実施するケースのみならず、MNOが自社グループ・提携企業といった他社と実施するサービスが存在します。したがって、「FTTHアクセスサービスの提供条件が不当競争を引き起こす具体例」の改定では、同一MNO内のセット割のみならず、事業者間を跨ぐセット割についても対象とすべきと考えます。(後略)【ソフトバンク株式会社】

(考え方)

他の事業者が提供するモバイルサービスにおいてFTTHアクセスサービスの契約を条件とするセット割引が提供されている場合に、当該セット割引の原資をFTTHアクセスサービス提供事業者が負担しているときには、当該コストを原価として考慮することが適当と考えます。(後略)





(参考)接続料の算定等に関する研究会における議論の経過

(1) 移動通信分野におけるスタックテストに係る指針の改定

- ・ 第64回会合(令和4年11月15日(火)) 対象サービス等に関してMVNO等(テレコムサービス協会MVNO委員会、IJJ及びオプテージ)からヒアリング
- ・ 第65回会合(令和4年11月30日(水)) 対象サービス等に関してMNO3社(NTTドコモ、KDDI及びソフトバンク)からヒアリング
- ・ 第66回会合(令和4年12月21日(水)) 初回検証の対象サービス等の決定
- ・ 第71回会合(令和5年4月18日(火)) 初回検証結果の提示
- ・ 第74回会合(令和5年6月13日(火)) 移動スタックテスト指針の改定方針について

(2) 固定通信分野におけるスタックテストに係る指針の改定

- ・ 第71回会合(令和5年4月18日(火)) 論点提示
- ・ 第72回会合(令和5年5月9日(火)) 指定設備設置事業者(NTT東日本・西日本)並びに競争事業者(ソフトバンク及びKDDI)からヒアリング
- ・ 第73回会合(令和5年5月30日(火)) 論点整理

(参考)競争ルールの検証に関するWGにおける議論の経過

- ・ 第44回WG(令和5年5月17日(水)) 検証条件の検討
- ・ 第45回WG(令和5年5月30日(火)) 検証結果の提示等